

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月25日（火） 13:57～14:15

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	知念	雄二	
	2番	西江	正	
	3番	知念	正和	
	5番	知念	順司	
	6番	大城	進	
	7番	大城	貴子	
	8番	東江	良和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 非農地証明について
- 第5 議案第3号 利用状況報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮里 正邦
主事 崎濱 秀太

平成 30 年 第 9 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 30 年第 9 回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。
委員総数 9 名中、全委員 9 名の出席となっております。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、委員総数 9 名のうち 9 名が出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 1 番知念委員。2 番西江委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

尚、本議案につきましては、東江委員の申請案件となっておりますので、審議の際には退席する様お願い致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。1 件の申請が出ております。

譲受人●さん。経営面積が 19,661 m²。譲渡人が●。で申請されております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,989 m²。所有権移転 売買。坪にしまして 601 坪。坪単価が 1,500 円となっております。この案件につきましては、亡くなられた●さんの相続財産管理人からの申請となっております。更に譲受人の●さんからの申請ということでございます。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

1 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございました。

会長 日程の第4、議案第2号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第2号「非農地証明について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

一件の申請が出ております。申請人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、原野。面積365㎡。所有者●でございます。この案件につきましては、●であります●さんの方で競売で落札して取得した物件となっております。現在、登記地目が畑であることを現状に合わせて原野で、非農地証明を頂きたい。という事で申請にあがっております。それと合わせて非農地判断という事にもなりますのでご審議の程、宜しく申し上げます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩致します。(14:04~14:10)

議長 再開致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございました。

議長 日程の第5、議案第3号「利用状況報告について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第3号「利用状況報告について」。上記の件について下記のとおり意見を付けて沖縄県知事へ進達したいので可否の決定を求めます。

利用状況報告（第1回）となっておりますが、転用して供用開始したあと3カ月目に第1回での利用状況報告をしまして、更にその後6ヶ月後に第2回目の利用状況報告を踏まえて現況証明願が出た場合は現況の判断をする。ということになります。その現況証明を踏まえて地目を変更する。という手続きになります。

利用状況報告(第1回)。転用事業者、譲受人住所●、●さん。1、転用許可条項、農地法第5条第1項。2、転用許可年月日、●。3、許可指令番号、●号。4、転用許可地の所在、●。5、転用面積、●m²。6、転用目的、資材置場。転用面積につきましては、一筆の面積でございます。進達の意見、計画どおり利用されていると認められる。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成30年第9回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:15

署 名

会 長 玉城 増生 印

1 番 知念 雄二 印

2 番 西江 正 印